

《岐阜市男女共同参画推進審議会規則》

平成 14 年 6 月 28 日

規則第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岐阜市男女共同参画推進条例（平成 14 年岐阜市条例第 25 号。以下「条例」という。）第 20 条第 8 項の規定に基づき、岐阜市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又はその意見を聴くことができる。

(部会)

第 4 条 審議会は、専門的事項に関して審議するため部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちからその都度会長が指名する。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民参画部男女共同参画・文化課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 8 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 7 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。